



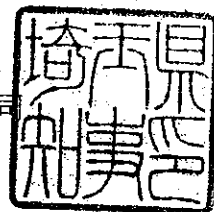
青 第 42 号

平成22年4月16日

埼玉県青少年健全育成審議会

会長 高橋 史朗 様

埼玉県知事 上田 清司



携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置（埼玉県青少年健全育成  
条例第21条の4第1項及び第2項）について同条例施行規則に定める  
件について（諮問）

埼玉県青少年健全育成条例の一部改正に伴い、携帯電話端末等による有害情報の  
閲覧防止措置について同条例施行規則で定める必要があることから、同条例第25  
条第1項第3号の規定により、別紙のとおり貴審議会の意見を求めます。